

## ロシアの目指す国際的な安全保障秩序

佐々木 孝博

日本大学大学院総合社会情報研究科

### The International Security Framework which Russia Aims to Establish

SASAKI Takahiro

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

---

In 2007, when the US plan to deploy Missile Defense System to Eastern Europe was revealed, Russia adopted a strong diplomatic attitude against the United States and Western countries in stiff opposition to the plan. In 2008, the Georgian conflict occurred. On this occasion Russia took military measures to protect its own national interests. How is it possible to account for these actions which Russia actually took in order to cope with the above matters in issue? What is the security strategy that lies under the present-day Russian diplomatic and military actions? What are the military reforms carried out for under the new security strategy? And finally, what is the International Security Framework which Russia aims to establish? That is what this essay is concerned with.

---

#### はじめに

米国によるミサイル防衛システムの東欧配備問題が2007年初めに顕在化して以降、国力を回復したロシアは、「大国ロシアの復活」を目指し、欧米に対し強硬な安全保障政策を採ってきている。2008年の8月には、ロシアは自身の勢力圏と認識するグルジアにおいて、自国民の保護及びロシア平和維持部隊の防護との理由から断固とした軍事行動に出た。これらに通じるロシアの強硬な対応はどのような理由によるのか。また、これらの問題が生起して以降、様々な戦略交渉にロシアが積極的に関与するようになった要因は何であろうかとの問題意識が生じた。

本稿においては、まず、ロシアの安全保障における基本的な考え方を先行研究から振り返り、メドベージェフ現政権が如何なる安全保障政策を採用しているのかについて考察する。さらに、この安全保障政策の下で進められている軍改革の現状を取り上げ、ロシアの安全保障上の問題点を見出していく。そして、これらの考察から見出されたロシアの安全保障上の課題から、その背景に見え隠れするロシアの目

指す新しい国際的な安全保障秩序というものを明らかにしていきたい。

#### 第1章 メドベージェフ政権の安全保障政策

##### 1 地政学的な特性と過剰防衛意識

ユーラシア・ハートランドの中心にある大陸国家ロシアは、地政学上、海洋国家との隣接地域において他の大陸国家や海洋国家との間で国益の対立を生んでおり、西正面(ヨーロッパ)、南正面(カフカス、中央アジア)、東正面(アジア)において、常に潜在的な脅威と不安定要素を抱えながら存在してきた。特に現在、そのすべての正面に立ちふさがる脅威が米国であると認識している。

陸地の領土全般は比較的平坦で天然の障害が少なく、東部を除き国境として自然障害足り得る大山脈や大河に乏しい。このような地政学的な自然環境は、ロシアの安全保障観に大きな影響を与えている。すなわち、これらの条件は、ロシアにとっては他国への侵入を容易とする反面、防護を極めて不利にするということである。外敵が一旦ロ

シアに攻め込んでくると国土の奥深くにまで侵入されてしまう危険性をはらんでいる。

このような地政学的諸条件は、ロシア人に不安感、不信感、脆弱感を抱かせ、独特の安全保障観を形成させている。ロシア人独特の安全保障観とは、全面的ないし確実に近い形での安全を確保しないと安心できないという考え方である。

旧ソ連の外交史家ジョージ・ケナン（George Kennan）は、帝政時代のロシアについて、自らは必ずしも相手側を攻撃する意図を持たないにもかかわらず、ヨーロッパ戦線に、常に相手側の2倍以上の兵力を張り付けていたと述べている<sup>(1)</sup>。ロシア人は2倍ではなくて3倍の兵力や兵器を持たないと安心できないとも言われている。例えば、冷戦時のワルシャワ条約軍は、北大西洋条約機構（NATO）軍の3倍の戦車を展開しており、帝政ロシア時代からのこの過剰防衛志向をそのまま踏襲していた。

冷戦当時、米国ジョージタウン大学のソ連政策研究所所長ドミトリー・サイムズ（Dimitri Simes）は、米議会で、確実な安全保障を求める帝政ロシアの伝統がソ連時代にも受け継がれている姿を次のように表現している<sup>(2)</sup>。

ソ連政治指導部は、以前の皇帝たちと同様に、安全保障を考え得るあらゆるシナリオに対抗するための適当な盾と解する傾向がある。したがって、ソ連が米国に対する軍事的優越を求めているか否かの議論はナンセンスである。ソ連にとり、どれだけの軍備が十分であるかを決定する指導者にとり、対等、安定、平等などといった言葉は意味をもたない。そのような指導者の野心は、外国の脅威からソ連を安全なものにし、すべてのライバルが歯をもたぬようにすることだ。すなわち、この絶対的な安全保障の定義がソ連の指導者に支配的な間は、米国との間に意味のある軍縮や真の意味での融和はあり得ないということだ。

この発言が、ロシアの根底に流れる過剰防衛意

識を一言で言い尽くしているものと言える。

しかし、安全保障というものは相対的なものであり、現実には絶対的な、確実な安全保障というものは存在しない。100%の安全とは、潜在的な脅威をすべて根絶し、自国一国が生き残ってはじめて得られるものである。そこまで極端ではないが、ロシア人の不安感、不信感は、相手側をはるかに上回る保障をもたないと落ち着かないという過剰防衛意識となって表れている。

過剰防衛意識がロシアの伝統的な西欧への劣等感に基づくというだけであれば、それほど問題視することはない。しかし、ロシアにおいては、自己の安全保障に関する脅迫観念、あるいはその具体的な表れである過剰防衛意識が、ロシアの対外的膨張を結果的に促進させているのである。地形的に侵略を受けやすいロシアは、国境地帯に緩衝地帯を置くことをまず考える。次に、この緩衝地帯を既得権益としてそれを守る新たな緩衝地帯の要求へとエスカレートする<sup>(3)</sup>。このように、防衛本能から始まる安全保障観は過剰防衛意識につながり、確実な安全を確保しなければ国家の安全は担保できないとの考えに及んでいる。

## 2 「2020年までの国家安全保障戦略<sup>(4)</sup>」の制定

### (1) 「新戦略」の構成

プーチン前大統領の路線を引き継ぐ決心をしたメドведеフ大統領は、安全保障政策を新たに定めるため、2009年5月に「2020年までの国家安全保障戦略（以下、「新戦略」と略称する）」を制定した。2000年制定の旧「国家安全保障構想<sup>(5)</sup>」と今回発表された新「国家安全保障戦略」とを比較すると、その構成は大きく変わってきている。これは、前者が国家安全保障に対する概念論が主体であったのに対し、後者は国家の安全保障を達成するために各省庁が具体的に実施する事項が定められた構成になっているためである。国防省をはじめとして、国家安全保障

(3) 木村『ソ連とロシア人』151-152頁。

(4) ロシア大統領府「2020年までのロシア連邦国家安全保障戦略」『大統領府HP』2009年5月13日<<http://kremlin.ru/text/docs/200905/216229.shtml>> (2009.5.13)。

(5) ロシア大統領府「ロシア連邦国家安全保障構想」『ロシア新聞』2000年1月18日。

(1) George Kennan, "The Sources of Soviet Conduct" Foreign Affairs, July 1947.

<<http://www.historyguide.org/europe/kennan.html>> (2009.6.28).

(2) 木村汎『ソ連とロシア人』（蒼洋社、昭和55年）150頁。

に関わるあらゆる組織が具体的に何を行うかについて、「国家及び社会の安全保障」、「ロシア国民の生活の質の向上」、「経済成長」、「科学、技術及び教育」、「保健」、「文化」及び「生態システムのエコロジー及び資源の合理的な利用」といった項目にまで言及されている。

## (2) 「新戦略」の国際情勢認識及び脅威認識

「新戦略」は「ロシアは、20世紀末の制度的、政治的及び社会・経済的危機の後遺症を克服し、ロシアが多極的な国際関係の重要な主体として、国益を主張する能力を取り戻した」との自信に満ちた国際情勢認識から始まっている。この情勢認識の下、国力復活の結果勝ち取った地位を如何に確保すべきか、ということに焦点が当てられている。

ロシアの仮想敵は具体的には列挙されていないが、「国家安全保障」の章によれば、「安全保障上の脅威は、軍事分野において、とりわけ、戦略核戦力、グローバルなミサイル防衛システムの構築及び宇宙の軍事化において、圧倒的優位性を獲得することを目指した一連の先進諸国の政策である」としている。これは、明らかに米国及びNATOの軍事ブロックを想定している。

(なお、後述する新「軍事ドクトリン」では、NATOのこのような政策や行動を「主要な軍事的危険性」と明確に規定している。)

脅威を米国及びNATOと暗に示し、欧州・大西洋地域における安全保障機構が機能していないと指摘するとともに「依然としてNATOとの関係において決定的な要素となり得るのは、NATO軍部隊のロシア国境への接近とNATOがグローバルな諸機能を有するという国際法を無視した試みである」と見ている。

また、ロシアが国益を擁護するためには、「新たな軍拡競争等の無駄な対決を排除して、現実的な外交を行う」としている。その一方で、「米国がグローバルなミサイル防衛システムを配備し、グローバル・ストライク構想を実現させようとしている状況において、戦略核兵器の分野で米国との均衡を維持することに全ての努力を注ぐ」と戦略核戦力とミサイル防衛システムを

一体化して取り扱い、依然として核抑止戦略を重視している状況が窺える。

すなわち、「新戦略」では、世界におけるロシアの枢要な役割を再確認するとともに、今後十数年にわたってロシアを待ち受けている困難及び戦わなければならない脅威を列挙し、その主要な相手は、過去数十年間と同様に米国及びNATOと明確にしているということである。

## (3) 戦争・紛争の可能性及び軍事力の行使

新しい記述として特記すべきは、長期的な見通しにおいて、これからエネルギー資源の支配をめぐる紛争が先鋭化している点である。「新戦略」の「現代世界とロシア：現状と発展の傾向」の章では、対立が特に目立つようになるかもしれない地域に言及し、「今後、エネルギー資源の産出源へのアクセスを確保することに国際政治の注意が集中するであろう。そのような地域とは、近東、バレンツ海の大陸棚及びその他の北極海域、カスピ海沿岸並びに中央アジアである」としている。これに関して、近い将来、エネルギー資源をめぐる争いが軍事対立に転化することを予想している。さらに、中期的な展望で、イラク及びアフガニスタンの状況、中近東、南アジア及びアフリカの諸国家並びに朝鮮半島における紛争も国際情勢に否定的に作用するであろうとしている。列挙されたこのような脅威に対応するためにロシアは、国家主権及び国益擁護のための国際的なメカニズムを強化し、国連憲章に違反した軍事力の行使を禁止させていく意向を示している。さらに、資源を巡る競争下で発生する問題には軍事力を用いての解決もあり得るとしている。

すなわち、国際安全保障の分野でロシアは、政治的、法的、対外経済的、軍事的その他のあらゆる手段を通じて国家主権と国益を擁護する方針を明確にしたのである。

## (4) 対外政策の重点と軍事力整備の重要性

「新戦略」において、多極世界の構築を目指すロシアは、対外政策上、ポスト・ソ連圏における同盟諸国が重要であるとしている。また、「G8」、「G20」、BRICs (ブラジル、ロシア、イ

ンド、中国)といった政治的枠組みを活性化させることも企図している。その際、外交の最重要正面として挙げているのは、独立国家共同体(CIS)諸国、ユーラシア経済共同体(EAEC)、及び集団安全保障条約機構(CSTO)である。

CIS諸国との協力に尽力する一方で、「新戦略」においては、自国の力、とりわけ、軍事力整備の重要性も謳われている。その目的を「戦略核戦力のポテンシャルを保ちつつ、常時即応部隊の数を増大し、かつ、作戦及び戦闘訓練を改善し、指揮組織を大幅に見直すことで、『新たな姿の軍』に移行することである」と規定した。

#### (5) 「新戦略」の狙い

「新戦略」において特徴的なのは、資源の獲得を重視し、その競争下で生じた問題に対しては武力行使も排除しないとの意思を明確にしたことである。

先述のとおり「新戦略」は、資源獲得競争を今後ロシアの安全保障上の脅威の1つだとしている。資源獲得のために、西側先進諸国などが軍事力の行使に踏み切った場合、「ロシアとその友好国の国境近くで複雑な力のバランスが崩れかねない」としている点が注目される。

そして、長期的にみてエネルギー資源争奪の激しくなる地域として「中東、バレンツ海及びその他の北極海周辺、カスピ海沿岸、中央アジア」を挙げている。すなわち、ロシアは、武力衝突を想定する地域として、中央アジアやカフカスなどの旧ソ連諸国を念頭においている。これらのロシアが勢力圏と考えている地域に米国やNATO勢力が介入するならば、ロシアは、軍事力の行使も辞さないとの強いメッセージを「新戦略」により発信している。

次に、依然としてロシアは、国境付近における勢力バランスが崩れる危険性、核兵器保有国の数が増加する危険性、ロシアの戦略核に影響を及ぼす戦略ミサイル防衛網により、戦略枠組みの勢力バランスが崩れる危険性などを危惧している。

これに対抗するために、欧州に構築されようとする戦略ミサイル防衛網を如何に無害化する

か、国境付近における地域の勢力バランスの崩壊を如何にくい止めるかが、ロシアの安全保障にとっての重要課題になっていることが、「新戦略」より窺える。

以上のことから明らかなことは、ロシアは、本質的には米国及びNATOを脅威の対象としており、その脅威及び挑戦に対抗するためには、必要があれば、軍事力を含むあらゆる手段により、国家主権及び国益を擁護していくということである。

## 第2章 新「国家安全保障戦略」と軍改革

### 1 軍改革を巡る最近の動向

ロシアでは現在、先述のとおり、安全保障政策の指針を示す「2020年までの国家安全保障戦略」が2009年5月に大統領により承認され、この安全保障戦略を軍事分野で具体化した「軍事ドクトリン<sup>(6)</sup>」も翌2010年2月に引き続き承認された。これに先立ち国防省においては、軍改革の基本方針を規定する文書「軍の新たな姿<sup>(7)</sup>」が策定され、すでに2008年9月に大統領により承認されている。すなわち、ロシアでは現在、中期的な将来を見据えた安全保障・軍改革の方針が文書化され、実現する段階に至っている。

### 2 軍改革の成果

#### (1) コンパクト化(人員削減)

こうした安全保障戦略に基づく軍改革は、2000年のプーチン大統領就任後、加速した。ロシアがコンパクト化と呼んでいる兵力削減の面では、軍の兵力を2016年までに100万人とすることが決定された。

#### (2) プロフェッショナル化(契約勤務制の導入)

また、ロシアは軍改革の目標の一つとしてプロフェッショナル化を掲げている。これは、主として徴集された軍人の中から3年単位の自由意志による契約で勤務を行う契約勤務軍人

(6) ロシア大統領府「ロシア連邦軍事ドクトリン」『大統領府HP』2010年2月5日<[http://news.kremlin.ru/ref\\_notes/461](http://news.kremlin.ru/ref_notes/461)>(2010.2.6)。

(7) 独立軍事概説「軍の新たな姿」『独立新聞軍事版』2008年12月12日号<[http://nvo.ng.ru/forces/2008-12-12/1\\_reform.html?mright-0](http://nvo.ng.ru/forces/2008-12-12/1_reform.html?mright-0)>(2008.12.12)。

を選抜し、各部隊に補充するという施策である。プロフェッショナル化は、2003年から開始され、まず、各種事態に即応することを使命とする常時即応部隊の軍人を全て契約勤務軍人とした。これにより、常時即応部隊に指定された81個の部隊は、2007年末までに全て、契約勤務軍人のみをもって充足されるプロフェッショナルな部隊に移行している。

### (3) 装備の近代化

さらに、もう一つの改革の目標である装備の近代化は、戦略核兵器を優先して進められてきた。これは、2003年11月の軍指導者会同における「核抑止戦力がロシアの国家安全保障の主要な基盤である」とのプーチン前大統領の発言に裏付けられるように、国家指導部の意志が働いている。ロシアは戦略核戦力の面で超大国の地位を維持しているが、通常兵器の分野では、陸・海・空軍とも、最近になってやっと一部の新装備を導入した段階に過ぎない。

## 3 軍改革の課題

### (1) 組織改革分野での課題

ロシア軍は、従来から予備役の動員を前提とした部隊構成や運用組織を残している。軍管区の基本構成は「軍管区－軍－師団－連隊」の4階層構造である。ほとんどの軍管区では、平時編成で作戦行動が可能な戦力は、師団換算で1～2個師団程度に過ぎないと言われている。軍管区は、4階層の固有の隷下部隊が欠員を補充されて、方面軍となった場合に初めて本来の機能を発揮することを前提としており、基本的に大規模戦争に備えた組織として整備されてきた。すなわち、ロシア軍は未だ大規模通常戦争対応型の組織・運用が残存し、冷戦後の国際情勢への対応は不徹底であると言える。

### (2) 通常兵器の近代化問題

グルジア紛争において、装備面での軍改革の課題が露呈した。グルジア軍の南オセチアにおける武力行使に対しロシアは、部隊を投入して、グルジア領のかなりの部分まで進攻し、5日間で紛争目標を達成した。グルジア紛争では、プロフェッショナル化された常時即応部隊を有

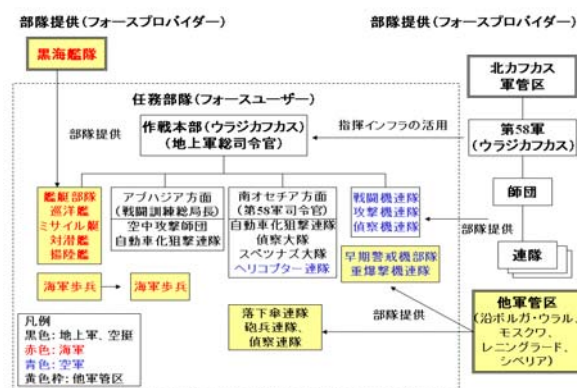
効に使用し、迅速な全土からの部隊展開能力及び統合運用能力を有していることを示したものの、装備の老朽化やC4ISR（指揮・管制・通信・コンピューター・情報・監視）能力が低かったことが指摘された。

財政難の中、戦略兵器の整備へ資金を集中したため、通常兵器の新規導入は、ソ連崩壊後の10数年間、事実上行われてこなかった。したがって、今後、大量に退役する老朽兵器を更新しなければならない事態が生じる。また、装備体系の問題点として、攻撃手段に対して偵察・索敵能力、指揮・通信能力が不十分であることが露呈している。

## 4 グルジア紛争にみる軍改革の現状

すでに一部着手されている軍改革の状況を、グルジア紛争における指揮・運用面から考察する。

グルジア正面を担当する軍管区は北カフカス軍管区であるが、同紛争においては、軍管区司令部が機能した形跡はなく、作戦地域に近いウラジカフカスに設置された作戦本部が指揮を執った。



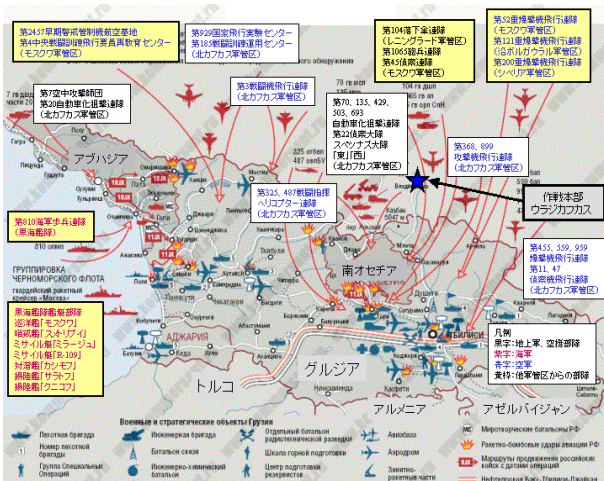
出典：コメルサント・プラスチ「10の攻撃ルート」『コメルサント・プラスチ HP』<[http://www.kommersant.ru/ISSUES.PHOTO/WEEKLY/2008/032/vlast\\_flag\\_1-map.jpg](http://www.kommersant.ru/ISSUES.PHOTO/WEEKLY/2008/032/vlast_flag_1-map.jpg)> (2009.5.29) を元に筆者作成。

第1図 グルジア紛争における指揮運用の状況

ウラジカフカスには、北カフカス軍管区隷下の第58軍司令部が所在しており、作戦本部は、第58軍司令部の指揮施設、装備、器材（インフラ）を利用した。作戦本部で指揮を執ったのは、国防省中央から派遣されたV.ボルディレフ地上軍総司令官であり、参謀本部及び地上軍総司令部から司

司令部要員として多数の将校が派遣された。

グルジア紛争では、南オセチアとアブハジアの2つの正面それぞれに任務部隊が編成された。南オセチアの任務部隊は、北カフカス軍管区のA.フルリョフ第58軍司令官が指揮していたが、アブハジア正面では、第2次チェチェン紛争で戦勲を上げた国防省のV.シャマノフ戦闘訓練総局長が中央から派遣され、任務部隊指揮官となった。



出典：コメルサント・プラスチ「10の攻撃ルート」『コメルサント・プラスチ HP』<[http://www.kommersant.ru/ISSUES.PHOTO/WEEKLY/2008/032/vlast\\_flag\\_1-map.jp](http://www.kommersant.ru/ISSUES.PHOTO/WEEKLY/2008/032/vlast_flag_1-map.jp)> (2009.5.29) を元に筆者作成。

## 第2図 他軍管区からの部隊展開状況

作戦には、主として北カフカス軍管区から提供された部隊が参加した。これらの部隊は、軍管区司令官の指揮下を離れ、連隊単位又は大隊単位で、作戦本部の下で運用された。また、他の軍管区からの部隊や中央直轄の空挺部隊、艦艇・航空機部隊も投入された。すなわち、北カフカス軍管区は、部隊を提供する役割（フォースプロバイダー）を果たし、作戦本部が全般を指揮・運用する役割（フォースユーザー）を果たしていた。軍管区・師団が運用組織として使用されなかったこと、作戦本部による部隊運用が行われたこと、他軍管区からの部隊投入が行われたことなどから、グルジア紛争では、管理組織である軍管区が戦時に行う指揮・運用にはあらず、従来とは異なった運用法が実戦で適用された。

## 5 今後進められる軍改革<sup>(8)</sup>

### (1) 部隊・人員構成の改善

軍改革の方針を示す文書「軍の新たな姿」では、部隊・人員構成の改善について、総兵力100万となる全ての部隊を常時即応部隊とすることが謳われている。その要領は、現在残っている動員展開基盤となる低充足部隊を削減又は廃止し、そこに配置されていた人員の一部を集中して、常時即応部隊の一定数を確保することを企図している。この結果、部隊の総数そのものは減少してしまうものの、実際に運用可能な常時即応部隊の数は増大する。

このほか、指揮機構等の人員の60%削減、将校の階級構成の是正が謳われ、将官・佐官を定年による自然減、就職斡旋をした上での解雇、文官への転換による削減により、2016年に将校の階級構成を「提灯型」から「ピラミッド形」に移行する。これは、中・小隊レベルの部隊指揮官を確保する一方で、低充足部隊の指揮機関等に配置されていた、いわゆる部下を持たない将校を削減する措置である。

こうした措置は、実際に運用可能な部隊の確保を重視したものであり、大規模通常戦争対応型の組織が残存している状態からの脱却を目指すものである。

### (2) 指揮・運用面での改革

指揮・運用面から見ると、「軍の新たな姿」では、多様な作戦様相に対応できる指揮組織の確立を企図するとともに、運用単位として、地上軍においては、従来の師団及び連隊に替えて、独立戦闘能力を保有し他正面への転用が容易に行える規格化、標準化構成（モジュール構成）の旅団の編成を進めるとしている。

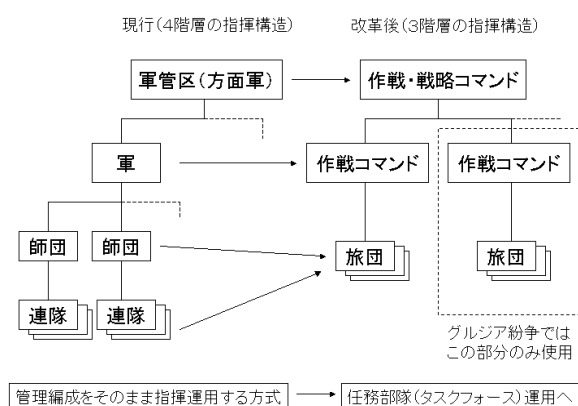
第3図「改革後の指揮運用構造」の左側に示す改革前の軍管区の指揮組織は、「軍管区―軍一師団―連隊」の階層構造を持ち、先に述べたとおり、欠員が補充されて初めて大兵力となった

(8) この項、独立軍事概説「軍の新たな姿」『独立新聞軍事版』2008年12月12日号<[http://nvo.ng.ru/forces/2008-12-12/1\\_reform.html?mright-0](http://nvo.ng.ru/forces/2008-12-12/1_reform.html?mright-0)> (2008.12.12)に基づいている。

固有編成の部隊を指揮運用する方式であった。これに対し、図の右側に示す「作戦・戦略コマンドー作戦コマンドー旅団」の軍改革後の階層構造は、小規模な兵力の運用に適合するため、柔軟性・機動性を重視するものである。

ただし、西側諸国の任務部隊運用が、固有編成によることなく、任務態様に応じた、適時・適切なサイズの任務部隊を編成するという概念であることと比較すると、ロシアの概念は一部異なっている。

すなわち、ロシアが想定している戦争や紛争は、国境付近または CIS 圏で生起する可能性が高いことから、軍管区と軍はそれぞれ「作戦・戦略コマンド」及び「作戦コマンド」としてそのまま運用することとし、「作戦コマンド」以下の組織を大幅に改革することとなった。



出典：独立軍事概説「軍の新たな姿」『独立新聞軍事版』2008年12月12日号  
[http://nvo.ng.ru/forces/2008-12-12/1\\_reform.html?mright-0](http://nvo.ng.ru/forces/2008-12-12/1_reform.html?mright-0) (2008.12.12)を元に筆者作成。

### 第3図 改革後の指揮運用構造

なお、グルジア紛争で機能した「作戦本部」は、「軍の新たな姿」でいう、作戦コマンド以下の指揮組織を先取りしたものと捉えることができる。さらに、従来の師団・連隊を再編成して創設される旅団は、基本的に各正面に転用されることを前提としているので、作戦コマンドと旅団の関係は固定的なものではなく、旅団を作戦様相に応じて編組し、任務部隊として柔軟に運用するための組織となる。

空軍の指揮編成も、地域配備部隊の指揮階層が「航空・防空軍ー飛行師団ー飛行連隊ー飛行隊」の4階層構造から、「航空・防空コマンドー航空基地ー飛行隊」の3階層構造に移行するとされている。これにより、運用単位の数に適合した指揮階層となることが期待されている。なお、ここでロシア軍がいう「航空基地」とは、施設又は支援基盤ではなく、飛行師団、飛行連隊に替わるものとして指揮運用組織としての運用単位を意味する。

なお、海軍の指揮組織に関しては、「軍の新たな姿」では明言されていない。2009年に行われたインドとの海軍合同演習「インドラ2009」のために北洋艦隊と太平洋艦隊の艦艇をもって派遣艦隊が編成されたように、海軍ではすでに、艦艇を固有編成によることなく任務に応じてタスクフォースとして運用する方式が確立されているからである。

このように指揮・運用面の軍改革は、複数の局地戦争の事態において部隊を柔軟かつ機動的に運用することを目指している。

## 6 軍改革の結果として目指される軍の将来像

### (1) 2020年頃の軍の能力

戦略核戦力については、2015年までに、ICBMを200基、SSBNを5隻、戦略爆撃機を新規生産・近代化改修を含め50機取得する計画がある。現在の新型ミサイル等の製造ペースから考えると、START後継条約における削減値の1550発の戦略核弾頭を保有することは可能であり、米国に匹敵し、かつ他の核保有国とは隔絶した能力を確保し、抑止力を備えた核超大国としての地位を維持できる。

通常戦力については、100万人という数字が人口動態上からも上限であり、兵員数の拡大は行わず、質的な向上はあっても、老朽装備の退役により、横ばいか減少にならざるを得ない。さらに、動員展開基盤が消失するため、大規模な通常戦争遂行能力は低下していく。

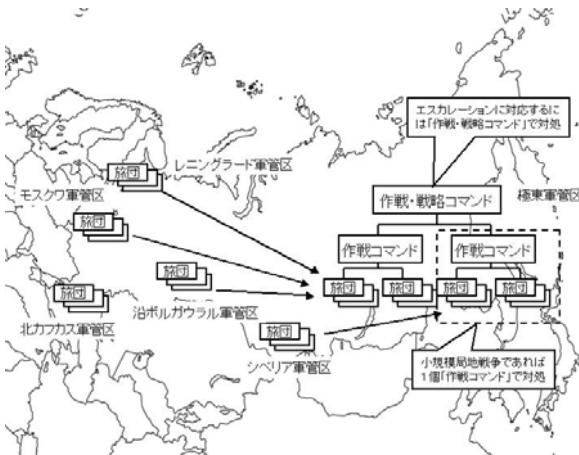
一方、戦闘に即応できる部隊は現在より増加し、指揮組織の改善と相まって、局地戦争での対処能力は国外展開能力を含め向上し、同時に

複数の局地戦争を遂行できるようになる。

なお、ロシアを多極化世界の有力な極とするという政治の意図が軍事力整備に反映され、対外影響力行使機能に優れた戦略核・海軍・空軍の能力向上を重視する方向にある。

## (2) 軍の運用

国土防衛に際しては、必要に応じ、ロシア全土に展開する部隊を他地域に転用し、作戦様相に応じた運用を行う。第4図「全土レベルでの部隊転用」では白紙的に極東正面で紛争事態が生じた場合を想定しているが、局地的で小規模な紛争であっても、必要があるならば現地部隊だけではなく、ロシア各地から部隊を投入する。派遣部隊は、現地の指揮官の下で任務部隊に編入され、先のグルジア紛争でのように、軍管区司令部は作戦指揮組織としては機能せず、「作戦コマンド」が指揮するようになる。なお、こうした運用は2004年にすでに、「モビーリノスチ（機動）2004」演習において検証している。



出典：独立軍事概説「軍の新たな姿」『独立新聞軍事版』2008年12月12日号  
 <[http://nvo.ng.ru/forces/2008-12-12/1\\_reform.html?mright-0](http://nvo.ng.ru/forces/2008-12-12/1_reform.html?mright-0)> (2008.12.12)を元に筆者作成。

### 第4図 全土レベルでの部隊転用

紛争がエスカレートすれば、軍管区が「作戦・戦略コマンド」として、複数の「作戦コマンド」を運用し、現地及び各地からの転用部隊をもって編成される大規模な任務部隊を運用する。

このような運用は、ロシアが死活的であると認識する国益の擁護、また、国境周辺の「特権

的利害地域」への対外的な軍事力の行使の際にも適用可能である。

今後、多極化世界の中での有力な極として、軍事力に期待するロシアの考え方から、戦略核、海空戦力の誇示、外国との合同演習等、ロシアにとって有利な国際環境構築のための活動が活発化するであろう。

## 7 地域戦争以上には対応困難なロシアの軍改革

### (1) 中・小規模紛争対処を重視するロシア軍

考察してきたように、ロシアは「武力紛争」や「局地戦争」などの中・小規模紛争に対し、効果的に対処することを目指し、常時即応部隊の編成、任務部隊の運用、統合部隊の運用、全土からの部隊転用などの軍改革を推し進めてきた。また、万が一、大規模戦争が生起するようなときの担保として、米国に匹敵する核戦力を維持してきた。

そのため、米国によるミサイル防衛システムの東欧配備計画には強硬な対応をとり、核戦力の有効性を死守する政策をとるとともに、グルジア紛争で明確になったように、「武力紛争」や「局地戦争」に対して有効に対応することが可能な軍事力を整備していく政策を採ってきている。

### (2) 核戦争へのエスカレーションの危険

しかしながら、課題として深刻なのが「地域戦争」以上に事態が拡大した場合の戦略が不明確なことである。軍改革の目玉として、指揮組織の改革と同時に進めてきた削減化政策により、動員展開基盤となる低充足部隊や保管基地などの部隊が失われる状況にある。つまり、予備役を動員して大規模通常戦力を構築し、「地域戦争」以上の戦争に対応する基盤を喪失してしまうことにより、早期に大規模な兵力を構築することができなくなってしまっている。そのため、「地域戦争」以上の事態に迅速に対処することが困難な状況となってきた。通常戦力で対応が不可能な場合には、限定的に核を使用することや核戦力を誇示することで戦争・紛争を抑制する戦略を採らざるを得なくなってきた。

このことは、「地域紛争」以上の状態に至って



しまったならば、ロシアは核を使用することを強いられ、核戦争にエスカレートしてしまうことを危惧しなければならない脆弱な戦略を採らなければならないことを意味している。

したがって現在のロシアは、生起する可能性が高い「武力紛争」や「局地戦争」に有効に対応し得る軍事力の構築を最優先するとともに、万が一の危機に対する担保のために、米国に匹敵する核戦力を維持する軍事力整備を行い、「地域戦争」以上に事態がエスカレートしないような安全保障環境の構築やロシアに有利な形での安全保障秩序の再構築を目指していくことが課題となっている。

### 第3章 ロシアの目指す国際的な安全保障秩序

ロシアにとって、歴史的な安全保障観及び地政学的な条件から、米国及び NATO が最大の脅威となっているのは間違いない。それに対する喫緊の問題を解決するため、中・小規模紛争に効果的に対処するための軍改革を推し進めてきた。それだけでは安心できないロシアは、喫緊の問題を直接解決だけでなく、戦略的安定を図るため、現存する START 条約、INF 条約、CFE 条約などの軍備管理の枠組みのすべてを用い、ロシアに有利な形で安全保障秩序を再構築することにより、顕在化する脅威の無力化を図っていかうとしている。

#### 1 戦略兵器削減条約 (START) との関連づけ

2009年12月に START が有効期限を迎えたことに伴いロシアは、後継条約問題で優位な形での枠組みを構築する方策に出ている。

2008年4月にソチで行われた米露首脳会議において、米露両国は、戦略核の問題、ミサイル防衛システムの問題、中距離核戦力 (INF) の問題について包括的に議論を行っていくことで合意し、米露戦略枠組み宣言に署名した<sup>(9)</sup>。このことから、ロシアは、START 後継条約交渉、ミサイル防衛及び中距離核戦力の問題を個々の独立した問題として

ではなく、他の安全保障枠組み交渉と組み合わせることでロシアに有利な安全保障環境を構築していかうとする姿勢が窺える。

START 後継条約交渉においては、将来出現が予測されるグローバルなミサイル防衛システムを戦略兵器と位置付け、核兵器だけでなくミサイル防衛システムも戦略兵器として START における管理対象とし、制限を設けていくといった無力化策を追求している。

元々、戦力というものは戦略核兵器から通常兵器に至るまで全て一体となっているものであり、一体として取り扱うべきである。それを構成要素別に分けるのは、安定性を減じることになる。戦略兵器を統制している枠組みから通常戦力が取り残されるならば、それは不安定を生じさせる可能性があるとしてロシアは考えている。

一方で米国は、核戦力への依存を少なくし、通常戦力依存を増大することに真の有利さを見出している。米国の見地からは、テロと戦う上で、いわゆるならず者国家の脅威に対処する上で、現有の通常戦力は不十分であり、通常戦力が有する死活的に重要ないくつかの機能、役割を強化していきたいと考えている。米国は、軍事力の焦点を、冷戦時代の任務から今日西側が直面する多様な脅威に対処する任務に移したいと考えている。通常戦力は、戦略核戦力とは違うパラダイムに当てはまると米国は位置づけている。

つまり、ロシアは、冷戦期の戦略抑止の考え方を延長する形で安全保障を捉えており、米国は、冷戦期の核抑止の考え方に加え、現実的な脅威に如何に対処するかを転換を図ろうとしている。この安全保障に関する考え方の不一致が米露のミサイル防衛を巡る対立の背景にある。

今後ロシアは、引き続き米国によるグローバルなミサイル防衛システムに脅威を感じているため、同システムの出現そのものを、事前に条約を制定することで法的拘束力をもって規制していくことを狙うものとみられる。

さらに、米露戦略交渉を通じ、ロシアが目指している核管理体制再構築の狙いが明らかとなってきた。2008年2月、S.ラブロフ外相は、米露のみ

(9) ロシア大統領府「米露戦略枠組み宣言」『ニューヨークタイムズ HP』2008年4月6日<<http://nytimes.com/aponline/world/AP-US-Russia-Text.html?ref=europe>>(2008.4.6)。

の核軍縮の枠組みに国連安保理常任理事国をすべて参加させることを提案した<sup>(10)</sup>。

このことから、現在の核管理交渉と第1次大戦後、列強の海軍力の保有数を定めたワシントン海軍軍縮条約やロンドン海軍軍縮条約の類似性を見出せる。

ワシントン海軍軍縮条約においては、米国、英国、日本、フランス、イタリアの戦艦・空母等主力艦艇の保有制限を5:5:3:1.75:1.75と取り決めた。また、ワシントン海軍軍縮条約では、巡洋艦以下の補助艦艇の建造数に関しては無制限であったため、ロンドン海軍軍縮会議において補助艦の保有量が制限された。

これを現在の核管理分野に置き換えると、START後継条約を米露のみならず国連安保理常任理事国にまで広げ、公式に核を保有する国の核管理体制を構築する。いわば新たなワシントン海軍軍縮条約ともいうべきもので、NPTによる公式保有国の核（主力艦）を制限する。さらに、非公式の核保有国及び核保有疑念国の核も含めた核管理条約を定める。いわば新たなロンドン海軍軍縮条約ともいうべきもので、非公式核保有国などの核（補助艦艇）を制限する。このような体制の構築をロシアは狙っているのである。

ロシアの見地からすれば、米露2大核超大国の地位は譲れないことから、他の核保有国の弾頭数とは隔絶した数の保有までは削減に応じ、それとともに他の核保有国の脅威がロシアに対して顕在化しないための保険をかける意味で他国の核弾頭数も制限していく。そのような核管理体制が望ましいと言える。

仮に、米露2大国と他の核保有国の比率を10:1の割合で合意すれば、ロシアの立場からすると、米国と核戦力における対等な地位を維持しつつ、他の核保有国とは隔絶した核戦力を保有することで、多極化世界の1つの極であっても抜きんできた地位を確保できるということである。

10:1という割合をロシアが考えているとみられる証左はSTART後継条約交渉での米露合意である。

米露以外の核保有国の弾頭数は、ロシアと比較的良好な関係にあるフランスを除き約160~180発以下である。その10倍が1600~1800発となりSTART後継条約での米露の削減合意（1550発）にほぼ合致する。

核の管理体制の再構築という事象を核軍縮という語で広くとらえてしまうと、ロシアが核の大幅削減や廃絶を目指しているのではという誤った解釈に陥ってしまう。だが、ロシアはあくまで、米国をはじめとする西側核兵器は最終的にはすべてロシアに向いているとの認識を持ち続けており、それを如何にロシアに有利な形で制限できるかという視点で、この核管理体制の再構築を狙っているようにしているのである。

## 2 中距離核戦力 (INF) 条約の利用

INF条約についてロシアは、グローバル化を提案することで表面上、米露のみならず他国にまで中距離核戦力の軍備管理の枠を広げ、米国以外の脅威にも対抗することを目指している姿勢をみせている。しかし、INF条約のグローバル化については「総論賛成各論反対」という側面があり、他の賛同国を見出すことは難しい。特に、中国やインドは自国の安全保障の見地から本提案に賛同するとは考えられない。したがって、ロシアがINF条約のグローバル化を提唱する背景は違う目的にあると思われる。

合意することが期待できないINF条約のグローバル化を敢えて提案することで、米露だけが安全保障上の不利益を被っていることを主張することは可能である。すなわち、米国を巻き込みINF条約を合法的に破棄し、中距離弾道ミサイルを積極的に配備していきたいと考えている可能性がある。ミサイル防衛交渉での強硬的な対応として話題に上った地対地ミサイル「イスカデル」は射程を延伸することで、INF条約の規定を上回る500km以上の射程を確保することが可能といわれている。さらに、現有の長距離弾道ミサイルを中距離で発射することも可能である能力を試験発射において見せつけている。これらのミサイルを多数配備し、各種戦略交渉での不利益を補っていくこともロシアの目指す方策の1つであろう。

(10) 『RP ロシア FAX ニュース』2008年2月19日。

### 3 欧州通常戦力（CFE）条約の利用

ロシアは、CFE条約と他の戦略交渉も関連づけ、有利な安全保障環境を構築しようともしている。

現在ロシアは、CFE条約は冷戦時の遺物だとして表面上破棄を目指す姿勢を示している。先述のように、START後継条約交渉においては、将来的に出現が予測されるミサイル防衛システムを戦略兵器として取扱い、管理対象にしていくことを一義的に目指している。だが、米国がミサイル防衛システムをSTARTの管理対象として扱うことに同意しない場合、これを通常戦力のCFE条約と関連付けていく可能性もある。具体的には、CFE条約の管理対象とすることで、欧州地域における配備を制限、または断念させるというものである。

逆に、CFE条約とミサイル防衛を関連づけることが困難だと判断するに至ったならば、ロシアにとって圧倒的に不平等なCFE条約は、破棄していくこともあり得る。これは、NATOの現実的脅威に対抗するためには、地域紛争でも全国からの部隊移動を伴う部隊運用が必要となっており、それを制限するCFE条約はもはや不要という考え方である。いずれの手段を採用するかは米露戦略交渉の行方に左右される。

### 4 欧州安全保障条約による新たな安全保障秩序

2008年6月にメドベージェフ大統領がドイツを訪問した際に初めて「欧州安全保障条約」の必要性について提言がなされた。その内容は、その後、次のとおり明らかになった<sup>(11)</sup>。

ロシアの提唱する欧州安全保障条約とは、欧州・大西洋のすべての国が欧州安全保障条約の策定及び締結に参加することを見込んでおり、欧州安全保障憲章の中心的な精神に基づくものである。欧州安全保障条約の締結により、すべての国の質的に新しい軍事・政治的な防護性の水準を保障できると考え、法的強制力のある性質のしかるべき相互義務を負うことで一新された欧州安全保障シ

ステムを提案している。

また、将来の欧州安全保障条約の重要な意義として、欧州安全保障憲章に従った平等な欧州・大西洋諸国の安全の保証、欧州安全保障憲章の義務を履行する上でのいくつかの国及びそれらのグループによる特権的な要求に対する現実的な拒否などを挙げている。

これらの提案の裏に見え隠れするロシアの真意を考察したい。

米ミサイル防衛システムがロシアを含む加盟国にとって脅威とならないように、加盟国に対して使用されないようにする条項を規定することで無力化を図ること、ロシアが冷戦崩壊と同時に失った勢力圏を条約の条項により認めさせること、交渉を進める過程で、米国と欧州諸国の分断を図り、米国の影響力を削ぐこと、などが挙げられる。その結果として、安全保障上の懸念事項であった、米ミサイル防衛システムの脅威の顕在化を防止すること、敵対的軍事同盟としてのNATOの拡大に歯止めをかけることが、本提案の真意ではないかとみられる。

経済成長に伴い大国意識を前面に出すようになったロシアは、米国をはじめとする西側がNATO、EUやOSCEの枠組みで一方的に安全保障の基準や流れを作り出すことに耐えられなくなってきている。ロシアは、新たな欧州安全保障条約構想を最大限に活用し、この構想に関与することで、欧州における安全保障にかかわる議論の主導権を握ることができ、常に安全保障を語る中心にいることが可能になると考えている。

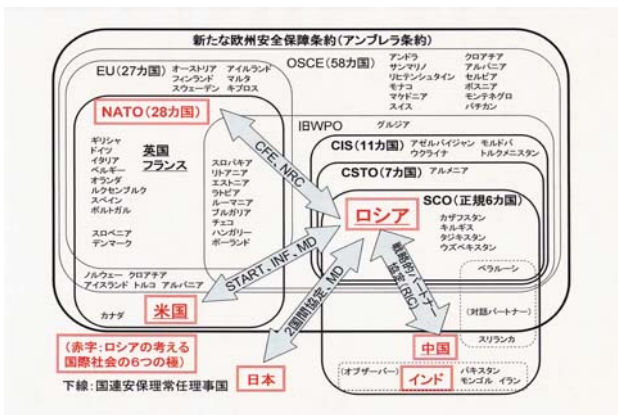
さらにロシアは、欧州安全保障条約を「アンブレラ条約」として、領土の不可侵など安全保障の根幹にかかわる原則を規定する軸となる性質の条約と捉えている。その上で、具体的な軍備管理上の規定は、START後継条約、INF条約、CFE条約などをロシアに有利な形で改正することによって、ロシアの安全を確保することを狙っている。そのような見地から、欧州安全保障条約構想の議論とその他の戦略交渉の議論は同時並行的に行うべきとロシアは考えている。

ロシアがこのような考えに至った背景は、現存

(11) ロシア外務省「ラブロフ露外相のOSCE年次会合開始時の安全保障分野の課題に関するステートメント」『外務省HP』2009年6月23日<[http://www.mid.ru/brp\\_4.nsf/2fee282eb6df40e64325699005e6e8c/aded9c34ee795d2bc32575de003dec1?OpenDocument](http://www.mid.ru/brp_4.nsf/2fee282eb6df40e64325699005e6e8c/aded9c34ee795d2bc32575de003dec1?OpenDocument)> (2009.6.23)。

する安全保障枠組みはロシアにとって全て不平等な枠組みであると認識していることにある。

冷戦時代のように脅威に対し、強大な軍事力を構築することによって対抗することができなくなったロシアは、欧州安全保障条約構想を立ち上げ、新たな法的拘束力を持たせる条約により、ソ連崩壊後に失った国際的地位を回復し、勢力圏の復活を目標としている。そのために、現存する戦略枠組みのすべてを国際社会に見直させ、ロシアに有利な形での新しい国際的な安全保障秩序の構築を目指しているのである。



出典：諸条約を元に筆者作成。

第5図 ロシアの目指す国際的な安全保障秩序

おわりに

ロシアは安全保障上、なぜ、米国 1 極主義及び NATO の拡大を最重要視しなければならず、これに対抗するために、ミサイル防衛問題やグルジア問題をはじめ様々な対外政策において強硬な姿勢で臨むのかという問いに対する答えは、歴史に求められる。それは、歴史的経緯から導かれたロシアの過度の警戒感からくる過剰防衛意識、そしてそれが拡大解釈された膨張指向に起因しているということである。このため、ロシアは確かに大国ではあるが、実は歴史的に見て非常に臆病な国であり、臆病な故に不安要因に対しては過敏に反応してしまう。ロシア人のこの DNA とも言うべき、根底に流れる安全保障観から、米国 1 極主義への恐怖、NATO 拡大に対する警戒心が生まれている。プーチンや政府高官などから幾度となく発せられる「米国の核ミサイルはすべ

てロシアに向けられている」、「NATO の軍事ブロック拡大の最終目的はロシアにある」などの発言は、この答えを裏付けるものである。

米国 1 極主義を打破し、多極化世界の構築を目指すとともに「大国復活」を目論むロシアは、ミサイル防衛問題やグルジア紛争を転機として、自己の抱える安全保障問題について、新しい安全保障秩序を構築することにより解決しようとしている。具体的には、新たな欧州安全保障条約構想を軸に、START 後継条約、INF 条約の多国間条約への拡大、CFE 条約の見直しなど他の戦略交渉のすべてをリンクさせ、ロシアにとって有利な国際情勢を作為し、軍事力の優位のみならず国家の安全を保障していこうとしているのである。

その上でロシアは、START 後継条約に関しては、米国との戦略的安定が保てるレベルにまで核兵器を削減することとし、他の核保有国とは隔離した核戦力を維持することで核大国としての国際的地位を維持する考えである。

INF 条約に関しては、米露のみならず中国、インドなどを含めた多国間条約への拡大を提唱し、それを呼び水として、一義的には多国間の管理条約への転換を図る構えである。しかし、それが達成できない場合には、米露のみが不利を被ることがないように発展的に INF 条約を放棄し、中距離核戦力の整備についても代替案として考えている。

CFE 条約についても、一義的には欧州諸国に対し、条約の批准を催促していく努力を続けているが、これも意図したように達成できない場合は、部隊移動などでの制限の撤廃を求めて大幅な改訂を追求し、場合によっては発展的に破棄していくことも狙っている。

換言すれば、第二次大戦後、戦後の枠組みを「ヤルタ協定」によって定めたように、冷戦後の勢力圏の線引きを、新たな「ヤルタ協定」とも言える「欧州安全保障条約」を定め、新しい国際的な安全保障秩序の下で、自己の軍事力では対応不可能な事象に対しては、戦略的な安定を担保した上で、国家の安全を確保していくことが、ロシアの最終的な狙いである。

(Received:May 31,2010)

(Issued in internet Edition:July 1,2010)